

## 「文献調査段階の評価の考え方（案）」に対する意見公募の結果について

令和5年11月2日  
資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部  
放射性廃棄物対策課

令和5年7月3日（月）から令和5年8月2日（水）にかけて、「文献調査段階の評価の考え方（案）」に対する意見公募を行いました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。

### 1. 意見公募の実施方法

- (1) 公募期間：令和5年7月3日（月）から令和5年8月2日（水）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載、  
経済産業省ホームページにおける掲載、窓口での配布
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送、  
電子メール

### 2. 意見公募の結果

提出意見数：53件

### 3. 本件に関するお問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 放射性廃棄物対策課

寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
<p><b>1 本案に賛成である</b></p>	
<p>本件の評価の考え方（案）については、放射性廃棄物WGと地層処分技術WGにて議論を重ねて頂いた結果、法定要件の細分化を含めて具体的な評価基準を導きされたとの認識です。このため、現状の案にて正式決定されることを望みます。</p> <p>過去に原子力発電の利用がなければ、日本の繁栄もありませんでした。この先原子力発電をどれくらい活用していくかについては議論の余地がありますが、すでにある廃棄物については、原子力発電所を動かす動かさざるとに関わらず、速やかに調査が進展していくことを望みます。</p>	<p>皆様から頂いた御意見も踏まえつつ、引き続き高レベル放射性廃棄物の最終処分の実現に向けた取組を進めてまいります。</p>
<p><b>2 社会的要件のみで十分である</b></p>	
<p>様々な角度から「考え方」について検討を重ねられていますが、技術的要件・自然条件は考慮せず、「社会的責任」に基づいた「社会的要件」のみの、シンプルな構成にすべきと考えます。</p> <p>過去の自然現象をどれだけ調べても、人間が把握できることは限られます。未来の自然現象も完全な予測は不可能です。どのような条件でどのような地域・地層を選定しても、高レベル放射性廃棄物が漏洩・拡散する可能性は否定できません。漏洩・拡散のリスクをゼロにはできないのですから、選定に関して時間とコストをかけるのはリソースの無駄遣いです。原子力発電（核発電）を国策として推進する人達の社会的責任のみを選定の基準にすれば、そのようなリソースの無駄遣いは避けられます。</p>	<p>文献調査段階の評価の考え方は最終処分法の要件（第六条第二項）に基づいて作成しており、評価の考え方の構成は、放射性廃棄物ワーキンググループ及び地層処分技術ワーキンググループで了承された内容です。</p>
<p><b>3 技術的観点以外の検討も必要ではないか</b></p>	
<p>2ページの図を見ると、本案は、技術的観点以外には「経済社会的観点からの検討」しかなされていない。生命環境に大きな悪影響を及ぼす危険性のある、核のごみの地層処分という、重大な事業を行うにあたって、技術と経済の観点からしか評価しないというのはいかがなものか。</p>	<p>文献調査段階における評価の考え方で提示する、最終処分法で定められた要件に照らした評価、技術的観点からの検討の考え方は、安全な地層処分の実施に向けて、文献調査の段階において評価すべき内容を整理したものです。また、文献調査段階における評価の考え方の構成は、放射性廃棄物ワーキンググループ及び地層処分技術ワーキンググループで了承された内容です。</p> <p>また、概要調査段階以降については、各種専門家の協力・助言を得つつ、事業の進展に応じて幅広く御意見を頂きながら検討を進めていきます。</p>
<p><b>4 文献・データ収集の考え方について</b></p>	
<p>2-6-1文献調査において現地調査の既往の文献・データなどから詳しい状況がわかることがあるので、適宜参照してとあるが、できる限りの文献とデータを採用した上で、十分検討して行うべきではないのか？</p> <p>恣意的で部分的なデータ集め、予見を持って担当者の書きたい内容に合う様な文献を採用しては科学的に正しい評価が出ない。そのように感じる内容が、この考え方（案）に見受けられる為にこの意見を書きます。</p>	<p>今回のパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、誤解を避けるために「適宜」を削除しました。</p>
<p><b>5 断層等に関するもの</b></p>	
<p>P11の脚注9の文献と「規模が大きい」について「地表における延長がおおむね10km以上」であることを目安とすることの関係が全く不明であり、詳細に説明すべき。</p>	<p>今回のパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、「地表における延長がおおむね10km以上」としたことと理由として「「大規模地下施設とそれを取り巻く地下地質環境に著しい影響を及ぼす可能性のある断層の規模と考えられること」等を理由に、」を追記しました。</p>
<p>1.2ダメージゾーンの規模が過少評価</p> <p>図8 スケールが入っていない、ダメージゾーンは数十キロ以上ではないか</p> <p>熊本地震：主断層長さ30Km、小断層等の変異は主断層から15Km離れた範囲に及ぶ</p>	<p>図7は基準を策定するにあたっての具体的な判断事項の抽出であり、「破砕帯の幅を断層長さの100分の1程度」は、2017年地層処分技術ワーキンググループで議論された「科学的特性マップ」策定時の考え方です。したがって、図7における好ましくない範囲は「破砕帯の幅を断層長さの100分の1程度」という記載はそのままとします。</p>
<p>「破砕帯の幅として断層長さの100分の1程度」が学問的に間違いであることは2016年の熊本地震、2018年の北海道胆振東部地震でも明らかである。断層の周りには無数のひび割れが生じ大きな破砕帯となることは常識でもある。同マップが作成されたのは2017年であるから少なくとも前者の地震については検証されていなくてはならない。また、胆振東部地震の震源は、約150キロメートルといわれる石狩低地東縁断層帯から15キロメートル近く離れた場所である。150キロメートルの100分の1は1.5キロメートルである。15キロメートルはその十倍である。「断層長さの100分の1」は否定されなければならない。</p>	<p>図8は既往の文献の寸法記載のない図などを基に作図したものです（本文中に参考文献を追記しました）。断層コアの寸法については、断層の変位量に応じて、mmオーダーからkmオーダーという幅広い値を取ると考えられ、ダメージゾーンの幅も断層コアと同様に断層変位量と相関があると考えられるため、概念図として示しています。また、図8における中心の「震源として考慮する活断層」の断層面及び断層コアに加えて、その周辺の「永久変位が生じる断層及び変位を及ぼす地すべり面」の断層面、断層コア、地すべり面及び地すべり面周辺の破砕帯も避ける対象としております。ご指摘の熊本地震の際に観測された小断層変位については認識しておりますが、破砕帯の幅として考慮する現象ではなく、図8における主要な断層の周辺の断層面や地すべり面に該当すると考えられますので、基準の中で避ける場所としています。また、胆振東部地震の震源の位置と、石狩低地東縁断層帯の破砕帯とは直接の関係はないと理解しております。（参考：地質調査研究推進本部自身調査委員会「平成30年北海道胆振東部地震の評価」（平成30年9月11日））</p>
<p>「文献調査段階の評価の考え方（案）（最終処分法で定められた要件に照らした評価及び技術的観点からの検討）」及びそれに対する技術的・専門的観点からの評価II.項目ごとの基準（例）1.断層等10頁</p> <p>基準案設定にあたっての断層及びその周辺の構造の概念図と用語の整理</p> <p>II.項目ごとの基準（例）1.断層等基準案について 11ページについて、私が聞いた専門家小野有五さんのご意見は「スケールが全く入っていない、きわめて抽象的な模式図」に過ぎない。「実際の「ダメージ・ゾーン」は、数10kmないしそれ以上に達する！」「たとえば、熊本地震では、主断層の長さ30kmに対し、小断層などの変位は、主断層から15kmも離れた範囲にまで及んでいる！」</p>	<p>御指摘の点を踏まえ、本文中の「図8に示している。」の後に、「断層面と断層コアは断層活動による変位の大部分を賄う領域であり、ダメージゾーンは断層コアに比べて、断層活動による変位の程度が非常に小さい領域であり、周辺岩盤（母岩）よりも割れ目（fracture）などの二次的な構造が発達し（文献引用）、透水性が大きい（文献引用）。断層コアの寸法は、断層の変位量に応じて幅広い値を取ると考えられている（文献引用）。」を追記しました。また、これに対応して、</p>
<p>私見でも、実際資料4の「文献調査段階の評価の考え方（案）（最終処分法で定められた要件に照らした評価及び技術的観点からの検討）」及びそれに対する技術的・専門的観点からの評価のp.9下の枠内に・明らかに、ずれ（断層変位）の影響があると考えられるのは、断層面と断層コアの部分。p.10では用語：の○1～○5に書かれていることに留意すれば永久変異が生じる可能性は断層コア・地すべり面・ダメージ・ゾーンいずれにも危険が増す方に変化すると述べており、p.11の下の枠内の長さ10キロメートルにはとどまる訳がない。この件は次項目へ続く</p>	<p>3、4行下の「これらのうち、明らかにずれの影響があると考えられるのは、断層面と断層コアの部分である。」を削除しました。</p>
<p>資料4 「文献調査段階の評価の考え方（案）（最終処分法で定められた要件に照らした評価及び技術的観点からの検討）」及びそれに対する技術的・専門的観点からの評価7頁 表中の1項に「破砕帯の幅として断層長さの100分の1程度(断層の高側合計)</p>	
<p>この内容はNUMOのこの安全基準がまちがいであることは、熊本地震、胆振東部地震などで明らかになったはず。」との専門家小野有五氏のご指摘があるので、必ずやご確認をなされますように。</p>	
<p>ダメージゾーンの規模を過小に見積もっている点で問題がある。地震は主断層を中心に惹き起こされ、それが「震源として考慮する活断層」であるが、地震によってその広い範囲に色々な亀裂が生じたり、基盤を切る地滑りが発生したりして「耐震設計上考慮する活断層」となり、その両者を含めた範囲が、『新規性基準』にいう「将来活動する可能性のある断層等」になっていく。図8断層及びその周辺の構造の概念図にはスケールが入っていないために極めて抽象的な模式図になっている。実際のダメージゾーンは数十キロメートルまたはそれ以上に達する。例えば、前述熊本地震では主断層の長さ30キロに対し、小断層などの変異は主断層から15キロメートルも離れた範囲に及んでいる。この問題は該当箇所6、でも論じた。</p> <p>地震は活断層で発生するだけではなく、地表からは見えにくい地下の深いところでも数多く発生しているのが、日本の地震の実態である。謂わば日本はどこでも地震が起きるのである。人によって（例えば島村英紀氏）は「隠れ断層」とも言い、見える断層の数倍はあるという。</p>	
<p>11ページ 1.3 基準 2行目「以下のいずれかに該当することが明らかまたは可能性が高い場所を避ける」の中の「(イ)後期更新世以降の活動が否定できない断層等のうち地震活動に伴って永久変位が生じる断層の断層面11及び変位を及ぼす地すべり面」これが所謂ダメージゾーンであるが、経産省とNUMOはこれを極めて狭く評価していることは該当箇所8で既に述べた。つまり、「破砕帯の幅として断層長さの100分の1程度」を「ダメージゾーン」とするなら、それを除けて地層処分地を作ることが可能であるが、その更に地下深いところに断層があるかもしれないのである。もし、そこで地震が起きれば地下水脈にどのような影響を与えるか、様々な最悪のシナリオを考える必要があるが、政府及びNUMOにはその想像力が欠けているのである。</p>	
<p>すでに、北海道胆振東部地震では、石狩苦小牧低地帯東縁断層の全長150kmに対し、そこから15kmも離れ、「科学的特性マップ」では「最適」とされている濃い緑の地域で、地震が発生しました。この事実は、既存の活断層かの全長の100分の1だけの幅だけが危険であるとするNUMOの安全基準が根本的に誤っていたことを示しています。また、もし、北海道胆振東部地震は、既知の、石狩苦小牧低地帯東縁断層とは無関係に生じた、と主張するならば、この地震は、既知の活断層の分布とは無関係に発生したことになり、既知の活断層だけが危険であり、それ意外の広い地域は、どこも安全で、地層処分に適しているとするNUMOの「科学的特性マップ」の主張は、まちがいであったことが立証されたことになります。</p> <p>しかし「案」では、このようなNUMOの以前からの主張をそのまま踏襲した内容になっており、これは、不適切です。</p> <p>大地震が、既知の活断層以外の場所でも起こりうることを、また実際に、熊本地震では、既知の活断層から15kmも離れた場所、さまざまな変位が生じたことは、遠田・石村（2019）でも明らかにされています。</p>	

<p>謹んで以下の論文からお示しして胆震東部地震の震源(地下30キロメートル) から15キロ離れた石狩低地帯東縁断層帯の図をぜひご覧になって、NUMOの基準150キロの百分の1である1.5キロ離れば~のお説をご訂正下さいませ。</p> <p>2019年4月の「第4紀研究」The Quarterly Research 58 (2) p.121~p.136 熊本地震など内陸大地震で見いだされた誘発性地表地震断層と短い活断層の評価</p> <p>著者 遠田晋次・石村大輔の論文の冒頭1. はじめに明確にマグニチュード (M)7前後の浅部地殻内地震 (以下、内陸地震) は、必ずしも既知の断層から発生する訳ではない。震源データが記録されている1923年以降のM6.7以上の内陸地震の半数以上は活断層以外で発生している。(例えば、遠田2013) 特に地震調査研究推進本部を中心に重点的に調査が進められてきた主要活断層以外の地域での被害地震が目立つ。~中略~また伏在断層だけではなく、わずかに地表に痕跡を残す短い活断層の重要性も指摘された。例えば島崎2008、これによれば確実度の低い活断層や数キロメートル程度の短い活断層は過小に評価されていると言う。これら短い活断層は地震発生層を断ち切る長さ20キロメートル程度の震源断層の1部がわずかに地表に顔を出しているという見方が妥当で(文章中の図は省くが) M7程度の地震を引き起こす震源断層が直下に多数伏在しているという指摘である。</p>	<p>図7は基準を策定するにあたっての具体的な判断事項の抽出であり、「破碎帯の幅を断層長さの100分の1程度」は、2017年地層処分技術ワーキンググループで議論された「科学的特性マップ」策定時の考え方です。したがって、図7における好ましくない範囲は「破碎帯の幅を断層長さの100分の1程度」という記載はそのままとします。</p> <p>図8は既往の文献の寸法記載のない図などを基に作図したものです(本文中に参考文献を追記しました)。断層コアの寸法については、断層の変位量に応じて、mmオーダーからkmオーダーという幅広い値を取ると考えられ、ダメージゾーンの幅も断層コアと同様に断層変位量と相関があると考えられるため、概念図として示しています。また、図8における中心の「震源として考慮する活断層」の断層面及び断層コアに加えて、その周辺の「永久変位が生じる断層及び変位を及ぼす地すべり面」の断層面、断層コア、地すべり面及び地すべり面周辺の破碎部も避ける対象としております。ご指摘の熊本地震の際に観測された小断層変位については認識しておりますが、破碎帯の幅として考慮する現象ではなく、図8における主要な断層の周辺の断層面や地すべり面に該当すると考えられますので、基準の中で避ける場所としています。また、胆振東部地震の震源の位置と、石狩低地帯東縁断層帯の破碎帯とは直接の関係はないと理解しております。(参考：地質調査研究推進本部自身調査委員会「平成30年北海道胆振東部地震の評価」(平成30年9月11日))</p> <p>御指摘の点を踏まえ、本文中の「図8に示している。」の後に、「断層面と断層コアは断層活動による変位の大部分を賄う領域であり、ダメージゾーンは断層コアに比べて、断層活動による変位の程度が非常に小さい領域であり、周辺岩盤(母岩)よりも割れ目(fracture)などの二次的な構造が発達し(文献引用)、透水性が大きい(文献引用)。断層コアの寸法は、断層の変位量に応じて幅広い値を取ると考えられている(文献引用)。」を追記しました。また、これに対応して、3、4行下の「これらのうち、明らかにずれの影響があると考えられるのは、断層面と断層コアの部分である。」を削除しました。</p>
<p>今回の「案」では、図8が示され、断層については、「コアゾーン」と「ダメージゾーン」が区分されていますが、問題は、その「ダメージゾーン」の定義や範囲があいまいなことです。たとえば、熊本地震での、先の遠田・石村(2019)では、その範囲は約15kmにもなりますが、図8では、「ダメージゾーン」は「コアゾーン」のすぐ近傍だけに限られているように見えます。また、参考資料61ページ、67ページに引用されている山崎(2013)の論文では、主断層(震源断層)から派生する断層や、地すべなどが描かれていますが、こらえらすべては「ダメージゾーン」になるはずですが、この図でも、空間的なスケールが入っていません。実際には、熊本地震の例からしても、数キロから15km、それ以上にもなると考えられます。参考資料84~84ページの記述も、近年の研究から、そうした事実を示していると考えるべきではないでしょうか。</p> <p>また、図8では、描かれているのは垂直断層で、日本で一般的な逆断層、しかも比較的、低角度で傾斜する逆断層は示されていません。山崎(2013)の図にあるような逆断層では、「ダメージゾーン」の幅は、かなりの広さになると推測されます。以上のように考えれば、黒松内低地帯の活断層群や、日本海海底活断層に隣接する寿都・神恵内は、これらの活断層による「ダメージゾーン」に入り、基本的に、「地層処分の不適地」となることはあきらかではないでしょうか。少なくとも、このことに関しては、活断層の専門家、当該地域の地質・断層に詳しい専門家を交えた検討なしに、一方的に「適地」であると判断することは、非科学的であると言わざるを得ません。</p> <p>「案」では、そのような努力怠ったNUMOの「文献調査」のあり方を、強く批判すべきであると思います。また、図8のような、きわめて単純化した図だけしか示さず、「ダメージゾーン」の概念あいまいにしたことが、WGの責任でもあると考えます。これについても、熊本地震や胆振東部地震を踏まえた検討が必要です。</p>	
<p>「好ましくない範囲」に、破碎帯の幅として断層長さの100分の1程度(断層の両側合計)とあるが、熊本地震や北海道胆振東部地震では、100分の1を超える範囲で亀裂が起きるなどNUMOの、この「好ましくない範囲」の基準は間違っていると思われる。</p>	
<p>「科学的特性マップ」が資料として入っておりますが、すでに科学的では無い事が胆振東部地震で証明されています。好ましくない範囲としてNUMOの基準、断層長さの1/100程度の幅とされているが、石狩低地帯東縁断層帯の地表部の長さ最大約150キロメートル、その1/100となれば1.5キロメートル。ところが、胆振東部地震震源地は15キロメートルも離れた適地とされた場所でした。また、遠田晋次・石村大輔両氏による第4紀研究58(2) p121-136の冒頭に内陸地震は必ずしも既知の活断層から発生するわけではない。と示されております。</p>	
<p>図7の表中では、「好ましくない範囲」として「破碎帯の幅として断層長さの100分の1程度(断層の両側合計)と記載されている。「100分の1程度」は、破碎帯の幅の認識としてはそれでも良いが、NUMOの科学的特性マップでは「地層処分してはいけない幅が100分の1」という安全基準になっている。このNUMO基準が誤りであることは、熊本地震・胆振東部地震などで明らかになった。100分の1を超えた所で沢山、亀裂などが入った。既に明らかになった知見を取り入れていないことは、問題。かつ、両地は既知の文献より地層処分地として、不適切であることが明らかであり、概要調査に進むことはできない。</p>	
<p>活断層について避ける範囲として、「案」が「断層コアの部分」としているのに対して、「考慮事項」では、「活断層の活動に伴い損傷を受けた領域」として、断層コアより外側で力学的/水理学的に影響を受けた、より広い幅を示しています。これは、1.2基準化の考え方に、「文献調査段階では、避ける場所の基準として、前者(断層変位による人工バリア損傷防止)の観点のみを考慮することとする。」とされていることと対応しているものと思われませんが(力学的/水理学的に影響を受けた範囲は今後の段階で確認すること)と、1.4確認の仕方には、1.4.4断層コアの部分のように、「文献・データがない場合は、概要調査以降で確認するものとする。」との記述があるので、それ以外に概要調査以降で確認する項目がないのかと誤読されるように思われます。概要調査以降で確認する項目の考え方を記述されると分かりよいのではないかと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、第11章1.4.4において記載されている「こういった文献・データがない場合は、概要調査以降で確認するものとする。」を削除しました。</p> <p>仮に概要調査以降の調査を実施するとして際に確認することが考えられる、文献調査で十分な評価が行えなかった項目等については、第1章2.7に記載しています。</p>
<p><b>6 マグマの貫入と噴出に関するもの</b></p> <p>「新たな火山」への対応について、「考慮事項」では、火山の専門家への意見聴取結果として新たな火山が形成される可能性を評価することの困難さを指摘しているのに対して、「案」では「関連する情報を整理しておく。」と書かれ、「案」と共に示されたNUMOの資料p.101~には、新たな火山の形成の評価につながる多くの研究があるように書かれています。これは、今後そのような評価が可能になっていくであろうという見通しを示しているのでしょうか。</p>	<p>御指摘の様に、将来、より深部から地殻にメルトが貫入する可能性については、「研究段階であり、現時点においては確立された評価方法は見当たらない」とされています。「将来、より深部から地殻にメルトが貫入する可能性」については、マントルウェッジの対流や沈み込む海洋プレート等の特性等を加味した評価モデル等の研究例はあるものの、多くはありません。したがって、現状では文字どおり「関連する情報を整理しておく」ことが妥当と考えられます。一方、「現在、文献調査対象地区下の地殻及びマントル最上部にメルトが存在する可能性」については、地球物理学的、地球化学的な観測データを用いて評価することとしております。</p>
<p><b>7 侵食・評価の対象期間に関するもの</b></p> <p>原子力規制委員会の「中深度処分規則の解釈」で「10万年後において、、、70m以上であることを求めている。」としたうえで、地層処分を対象とした「考慮事項」では、「中深度処分より更に深い深度を確保すること。」としています。これは、およそ10万年間を対象とする中深度処分に対して、廃棄物の放射能濃度が数桁高く、より長い期間を対象とするであろう地層処分における対応を示したものと解されます。一方で「案」では、「侵食による深度の減少を考慮すると、10万年後程度において、最終処分を行おうとする地層について、70mより更に深い深度を確保できない。」場所を避けるとしており、対象としている期間の考え方が異なるように思われます。参照しているものと異なる範囲を対象とするのであれば、その考え方を示すべきではないでしょうか。</p> <p>「案」では、現在の知見から「将来10万年程度であれば現在の運動の傾向が継続する可能性は高いと考えられる。」ことなどから、「概要調査地区の選定に当たって『地層の著しい変動』を考慮する将来の期間については、『10万年程度』とする。」としています。これは、現時点で評価が可能である期間から導いたものであると思われませんが、「将来の期間」は、この観点の他に長半減期核種を含み高い放射性物質濃度を持つ高レベル放射性廃棄物の特性など様々な観点を考慮するものではないでしょうか。</p>	<p>この「文献調査段階の評価の考え方」では、概要調査地区選定段階において、10万年程度の期間、「侵食」を含め地質環境が大きく変化する可能性が低い地域を選定した後、概要調査以降の段階において、「その地域を対象とした、10万年以降も含めた地質環境の変動幅を評価して、地層処分システム全体としての安全性を示すこと」としています。上記の趣旨が明確となるよう第1章2.3に加筆しました。</p>
<p><b>8 第四紀の未固結堆積物に関するもの</b></p> <p>「岩盤の強度」を問題としているので、第四紀にこだわる必要がない</p> <p>18ページ以下では、「適地」の条件として「第四紀の未固結堆積物」でないこと、が条件に挙げられています。しかし、地層処分にとって重要なのは岩盤の強度であって、年代ではありません。たとえ第三紀の地層であっても、じゅうぶんな強度をもたない岩盤が地層処分に向かないことは明らかです。こうした意味では、年代区分は別に、岩盤強度だけで、適地・不適地の基準とつくるべきであり、「案」は、そのように改訂されるべきです。</p>	<p>この「文献調査段階の評価の考え方」では、最終処分法施行規則(第六条第二項第一号)に定められた要件を具体化したものであるため、「第四紀」と指定しています。文献調査段階においては、最終処分深度300m以深の岩盤強度に関する文献・データは少ないことから、定量的評価ではなく定性的な情報であっても、明らかに未固結であると考えられる堆積物を避けることを目的としています。なお、その他の評価のうち、技術的観点からの検討においては、既往の文献・データの情報から可能な範囲で岩盤の強度を把握し、「科学的特性マップ」の策定時の考え方のうち、「好ましい地質環境特性」と比較することとしています。</p>

<p>4.2 基準 に対する意見</p> <p>(ア) かつ (イ) としているが、岩盤の強度を優先させるのであれば (ア) 第四紀に拘る必要はないはずである。通常、AかつBとする場合、安全側を目的とする。しかし (ア) かつ (イ) には安全側に重点はなく、処分地範囲を広げる意図があるのではないかと考えられる。</p> <p>未固結堆積物は、時代を限らない。いつのものでも未固結なしい固結度の低いものは問題である。だが、基準アイでは、第4期の地層であり、かつ、未固結または固結度の低い・・・という表現になっている。岩盤の強度が問題である。時代にこだわる必要はない。</p> <p>本案18ページ「4.2基準」には、最終処分を行うとする地層が「第四紀の地層であり、かつ、未固結ないし固結度の低い砂質土や礫質土ならびに火山灰、火山礫、軽石等からなる火山噴出物等」である場合に、概要調査地区とすることを避けるとしている。しかし、成立が新しく地質学的に安定していない地層を避け、かつ、強度の不十分な地層を避ける観点からは、「第四紀の地層である」か、「未固結または固結度の低い地層である」か、どちらかの要件が成り立つのであれば、自動的に概要調査地区から外すのが筋である。</p> <p>「第四紀の地層である」か、「未固結または固結度の低い地層である」かは、どちらか一方が成り立てば、概要調査地区から外す、という判断を行うべきである。</p>	<p>この「文献調査段階の評価の考え方」では、最終処分法施行規則（第六条第二項第一号）に定められた要件を具体化したものであるため、「第四紀」と指定しています。文献調査段階においては、最終処分深度300m以深の岩盤強度に関する文献・データは少ないことから、定量的評価ではなく定性的な情報であっても、明らかに未固結であると考えられる堆積物を避けることを目的としています。なお、その他の評価のうち、技術的観点からの検討においては、既往の文献・データの情報から可能な範囲で岩盤の強度を把握し、「科学的特性マップ」の策定時の考え方のうち、「好ましい地質環境特性」と比較することとしています。</p>
<p><b>9 鉱物資源に関するもの</b></p> <p>本案20ページの鉱物資源等の埋蔵の可能性に関連して処分地候補から避けるべき要件として、「現在稼働中または近年稼働していた、鉱山の鉱床等」などとしているが、将来採掘技術等が進歩した場合のことを考えると、資源をもとめて人に掘削される可能性については、もっと広い範囲を想定すべきではないか。</p>	<p>「地層処分技術WGとりまとめ(2017)」で示されたように、何が「経済的に価値の高い鉱物資源」であるかは時代や地域性によって異なる可能性があるため、将来資源となる可能性のあるものを環境要件として論ずることは困難であると考えられます。したがって、「採掘が経済的に価値が高い」については、現在の経済的価値に基づくものとしています。</p>
<p><b>10 地下水の流れ・放射性物質の漏洩の可能性について</b></p> <p>そもそも1962年に原子力委員会は廃棄物処理専門部会中間報告書で「わが国における地下水の分布とその利用状況、人口の分布状況からみて、放射性廃棄物の土中埋設による処分は好ましい方法ではなく、今後も現行法通り禁止すべきである」と述べていた。その後、日本では地下水を自在にコントロールする技術を発見したのであるか。そうでないことは福島第一原発に流入する地下水が未だコントロールできているとはいいがたいことからほっきりしている。もしそんなすばらしい地下水コントロールの技術を開発したのであれば、誇りをもって世界に公表していただきたい。地下水が豊富な場所に処分場を作ろうと考えているのは世界に日本だけであり、「文献調査段階の評価の考え方（案）」にも地下水の豊富な場所を除外する記述は見当たらない。これは根本的に国民の命・生活を守るという発想に立っていないからだ考える。</p> <p>「断層等の回避には、ずれ（断層変位）による人工バリア損傷防止の観点と、断層及びその周辺の地下水流動経路を通じた放射性物質の移動の促進等を防止する観点がある。後者の観点は、概要調査移行の詳細な調査が必要であり、工学的対策（設計）、安全評価と関連することから、文献調査の段階では、避ける場所の基準として、前者の観点のみを考慮する」としているが、断層のみならず、その周辺の変位・亀裂・破碎等の生じている地域は、当然地下水の透水性が高くなっている。つまり、工学的対策の可能性の如何にかかわらず、放射性物質漏えいの危険性が高くなっており、もし、地層処分を行うにあたり、安全側に倒して事業を進めることを真に目指しているのであれば、「処分地候補」として調査を継続すべき地域からは外されるべきである。</p> <p>1.3 基準のイはダメージゾーンの範囲に重なる可能性があるが、NUMO、政府の認識は主断層近傍だけに狭めている・科学的特性マップは、胆振東部地震などの発生で、正しくないことが判明した。活断層から離れていても地震は起き、地上とつながる「人工バリア」への地下水の侵入は避けられない</p> <p>「断層等の回避には、ずれ（断層変位）による人工バリア損傷防止の観点と、断層及びその周辺の地下水流動経路を通じた放射性物質の移動の促進等を防止する観点がある。後者の観点は、概要調査以降の詳細な調査が必要」に依れば、要するに文献調査だけでは不十分で、概要調査が必要であるという一種の誘導尋問になっている。何のための文献調査なのかこれでは意味をなさない。文献調査ではじかれたものは次の概要調査にすすめないとするのが本来である。なぜ「文献調査段階では、避ける場所の基準として、前者の観点のみを考慮する」のか説明がないので理解できない。断層の亀裂があればそこを地下水が通ることは当然である。従って、後者の観点である「断層及びその周辺の地下水流動経路を通じた放射性物質の移動の促進等を防止する観点」が必要ない理由が示されていない。</p>	<p>文献調査段階では地下水に関して得られる情報が少ないため、除外要件を設けるのは困難です。概要調査以降において、ボーリング調査等で地下水の状況が把握できるようになります。このようにして得られる地下水の状況をもとに、処分場の設計や閉鎖後長期の安全評価を実施しつつ、最終処分の安全性について判断することを考えております。</p>
<p><b>11 文献調査の結果で判断をせずに概要調査以降の情報をもって判断することについて</b></p> <p>既存の文献では情報が限られているために、地層処分を目的とした概要調査以降の情報を用いて判断することは理解いたしました。ただ、「将来にわたって、地震等の自然現象による地層の著しい変動が『生ずるおそれが少ない』と見込まれる」地区を選定することと、「『おそれが多い』ことが『明らか』又は『可能性が高い』と考えられることを避けること」は同じではないので、その間にある判断がつきにくい状態の場合について、概要調査以降の情報を用いて判断するという趣旨だと思われます。そうであれば、当該地域についての文献調査段階での判断が、基準に沿っているとするものであるのか、判断を保留しているのかは明らかにする仕組みとしておくべきではないでしょうか。</p> <p>また、経済産業省の資料には、文献調査、概要調査、精密調査の各段階において、調査の精度度が上昇すると共に、調査される広さが狭められていくことが示されています。火山、侵食等の現象は広範囲の情報を必要とするものですので、文献調査結果の評価が判断の保留であったときに、想定されている概要調査地区の調査範囲では情報が不足する可能性があります。このような場合について、概要調査以降にどのような情報を用いて判断をしていくのか記述すると分かりやすいのではないのでしょうか。</p>	<p>文献調査段階では「明らかに避ける基準に沿っている場所を避ける」以上の情報を得るのは困難です。一方で、第40回放射性廃棄物ワーキンググループにおいて「あるものを除外するというやり方は、技術的には正しいと思うが、ないことの証明と比較して、評価の仕方が甘くなる可能性もあるため、注意深く調査・評価を進めるべき」との御意見を頂戴しておりますので、調査・評価を注意深く進めていきます。</p> <p>後半の御指摘については、「仮に概要調査以降の調査を実施するとした際、取得が望ましいと考えられる情報等を整理しておく」方針を第1章2.7節に記載しております。</p>
<p><b>12 概要調査へ進むための基準について</b></p> <p>「科学的特性マップ」の「好ましくない範囲」問題である。「科学的特性マップ」が「科学的」でないことについては該当箇所4.でも触れたところであるが、</p> <p>(1)「第四紀に活動した火山の活動中心からおおむね15キロメートル以内の場所」という基準は一体どこから出てきたのであろうか。あるいは(2) 浸食の問題、と(3) 第四紀の未固結堆積物問題の数字はどこに由来するのか。</p> <p>地層処分に適した地層は（そんな地層が日本に存在するとは思えないが）、堅牢さが問題なのであって、第四紀に拘ることもない。また、現在の日本には確認できるだけで111の活火山が存在し、また四つのプレートが互いにせめぎ合っているという、世界でもまれな条件下の日本列島の地質は、古い地層から新しい地層、堆積岩、変成岩、火成岩など様々であり極めて複雑な様相を呈している。それらを無視して一律の数字で基準を設定するなどあり得ないことである。</p>	<p>この「文献調査段階の評価の考え方」では、「避ける」基準策定の際に、①「科学的特性マップ」策定時の考え方のうち、事象や特性の基本的考え方、②原子力規制委員会の「考慮事項」及びその背景情報、③その他補足情報を参照することとしています。御指摘の、「第四紀に活動した火山の活動中心からおおむね15キロメートル以内」を避けるという基準は、②原子力規制委員会の「考慮事項」を参照したものです。また、侵食に関する具体的な判断事項と参照情報の関係は図10の通りです。「第四紀未固結堆積物」に関しては、最終処分法施行規則（第六条第二項第一号）に定められた要件を具体化した物であるため、「第四紀」と指定しています。</p>
<p><b>13 「経済社会的観点からの検討」について検討が不十分である</b></p> <p>「経済社会的観点からの検討」とは「土地の利用に関する制約や考慮すべき点を整理する」だけか。これだけの大きな社会的課題であれば、環境社会学や環境経済学に加え、環境倫理学的な観点からの検討も必要。</p> <p>経済社会科学的検討など言及するのであれば、むしろ環境社会学や人文科学的な観点の方が、現在は充実しており、充分検討されるべき内容がある。経済社会科学的検討は、土地利用の観点のみで、不完全。</p> <p>環境社会学、環境経済学、環境倫理学など「地層処分事業」を社会科学的に評価するべき専門分野はいくつも存在している。たんに土地利用規制、といった狭い面だけから評価するのは、10万年間、危険な核ゴミを処分して地域の状況を大きく変えてしまう大事業の評価としては不十分。</p>	<p>「経済社会的観点」からの文献調査段階の評価の考え方としては、最終処分事業の進展に伴い土地利用が必要になることから、遵守すべき土地利用に関する制約や、考慮すべき点を整理することとしています。概要調査段階以降は、各種専門家の協力・助言を得て、事業の進展に応じて経済社会的観点の考え方についての御意見を頂きながら検討を進めていきます。</p>

<p>経済社会的観点から、土地利用についての検討が行われていますが、地層処分問題を、社会科学的な観点からの「評価」を行うなら、これではあまりに不足しています。何より、地域の将来を10万年にわたって制約する「地層処分」に関しては、交付金による経済的利益と、住民の健康被害や、水産・農業への環境的被害、観光業への悪影響などをめぐって深刻な地域分断が生じています。これらの問題は、そもそもNUMOによる「地層処分事業」の進め方の不透明性に起因しており、これらの諸問題の「評価」には、環境社会学、環境倫理学。環境経済学、環境地理学など、およそ環境問題に関わるすべての人文・社会科学による分析と評価が必須です。それらを一切、欠いている今回の「案」は、この点においてまったく不当あり、「評価」にすらなっていないと言わざるを得ません。</p> <p>NUMOの「文献調査」とは、本来は、地質学的な文献の机上調査でかであったはずですが、しかし、それらの「文献調査」の結果を住民に周知し、それによって、「事業についての議論を深めていただく」ことが目的に入っているならば、なおのこと、「地層処分事業」の危険性・安全性に関する議論が、住民のなかで自由に行われ、賛否両論が、たんに自然科学的、技術的観点からだけでなく、ここにあげたさまざまな人文・社会学的視点を踏まえてなされなければ、住民、NUMOの「地層処分は安全でなら問題なく、地域は経済的に潤う」という一方的な宣伝にだけさらされることになります。</p> <p>NUMOは電力会社の利益を代表する組織にすぎません。それを規制・指導するのが経産省の役割であり、「地層処分事業」のもつ、環境への深刻な影響や、現に生じてしまっている地域社会の分断という問題を、公正に「評価」してNUMOの引き起こしている問題をただすのがこの委員会の役割であり、「案」の果たすべき責務ではないでしょう。</p>	<p>「経済社会的観点」からの文献調査段階の評価の考え方としては、最終処分事業の進展に伴い土地利用が必要になることから、遵守すべき土地利用に関する制約や、考慮すべき点を整理することとしています。概要調査段階以降は、各種専門家の協力・助言を得て、事業の進展に応じて経済社会的観点の考え方についての御意見を頂きながら検討を進めていきます。</p>
<p><b>14 審議会委員の構成に偏りがあり、承認プロセスに問題がある</b></p> <p>委員選任に際しての基本的な考え方や具体的な選任手続きに関する説明が必要。</p> <p>WGメンバーは委員長含め、原子力推進派が大多数で構成されており、公正中立な審議がされる会となっていないことも問題。先進国と呼ばれる欧米ではこのような会議は、本WGのように非常に偏った構成や進行では行われぬ。参考にすべし。</p> <p>委員構成が偏っている。放射性廃棄物ワーキンググループでは10人中原発に批判的な委員は3名。地層処分ワーキンググループでは地学団体研究会など地層処分批判派専門家は入っていない。</p> <p>WG委員は議長を含め、原子力推進派が大多数で構成されており、公正中立な審議がされる会となっていないことも問題。先進国と呼ばれる欧米ではこのような会議は、本WGのように非常に偏った構成や進行では行われぬ。参考にすべき。</p> <p>第21～24回地層処分技術WGにおいて、技術的/専門的な観点から議論・評価を行い、その内容が最終的に了承された。また、「経済社会的観点からの検討」については、第39～40回放射性廃棄物WGにおいて審議され、第40回放射性廃棄物WGでは、地層処分技術WGで了承されたとありますが、それぞれのWGの委員はどのように選ばれたのでしょうか、経産省が一方的に人選したのであれば、基本的にNUMOの事業を支援する立場にある経産省が、事業に肯定的な委員を多く選んだ、と批判されてもしかたありません。実際の委員を見ても、これまで「地層処分」に、公的に反論したり、論文を書いてきた有識者は、ほとんど入っていません。反対に、NUMOの主催する「学習会」などに講師として招かれ、事業を推進する発言をしてきた有識者は入っています。これは利益相反にも等しいことであり、認めることはできません。まずは公正な人選でも委員会を再度、つくり、議論すべきです。</p> <p>議事録を読んだりWGメンバーの話からも、審議にはなっていないことが明らか。また、WGの中に了承していないメンバーがいるため、了承という判断・記載は誤りであり、今回の案は問題である。内容に非了承メンバーの意見も全て住民・国民に説明し質問や意見を受け付け回答する場があるべき。</p> <p>ワーキンググループの事務局は、原発推進の経産省が担当しており、公正な運営・進行になりにくい。事務局が議題の設定や開催時期を決定しており、不公正な運営となっている。明確な議決をとらず、議長に一任されている。また委員構成が偏っている。放射性廃棄物ワーキンググループでは10人中原発に批判的な委員は3名。地層処分ワーキンググループでは地学団体研究会など地層処分批判派専門家は入っていない。これらの審議会では公正な意見・安にはならないと思われる。また、審議会メンバーの中には案に了承していないメンバーがいます。が、「了承された」と明記されており、国民に正しく情報が伝わっておらず、問題と思われぬ。</p> <p>WGの事務局が原発推進の経産省担当であり、事務局の不公正な運営（議題設定、開催時期の決定、明確な議決を取らずに議長一任のような形）を惹き起こしている。</p> <p>委員の選出も不透明である。地層処分技術WGは各学会推薦であるが、放射性廃棄物WGは行政機関以外からの選任はない。委員の構成が非常に偏っている。放射性廃棄物WGの委員10人中批判的な委員は3人。地層処分技術WGには地学団体研究会などの批判的専門家からの選任はない。</p> <p>各委員の発言の実態は、ひとり3～4分程度であり、相互に意見を取り交わす熟議状況ではなく、批判的意見や反対意見などは「今後の検討課題」というような形で済まされ、とても「了承された考え方、基準及び確認の仕方を整理したもの」といえる状況ではない。</p> <p>要するに政府方針にお墨付きを与えるだけであって、全く形骸化しているのが実態である。</p> <p>これまでの委員会で「審議され」「了承された」と書かれていますが、委員会の議事録を見る限り、各委員の発言はせいぜい5分足らず、ほとんどは言いがかりであり、委員から出された意見が、委員のあいだで議論されているようには思えません。これが「審議」でしょうか。このようなお粗末な「審議」で「了承」されたと言われて、納得できないのです。地域の安全を10万年にわたって左右する重大な問題に対する「審議」を、このように短時間で済ませることは到底、容認できません。</p> <p>この部分の審議には、基本的な論理構築の意志が欠けており、審議の姿勢そのものが、「とにかく概要調査地区を選定し、日本の放射性廃棄物処分地選定における調査の段階を、見せかけだけでも1段階進めるのだ」という結論ありきになっていたのではないかという疑いを禁じ得ない。</p> <p>これまでの我が国における原子力事業関連の政策決定、審議に関わる委員選出プロセスの不透明さ、また、原子力を推進する側か、批判的な側かという観点からの委員構成の不均等なども思い合わせると、この文言からは、「導きたい結論」に向けてそれに添うものは収集し、そうでないものは捨てる、というような、情報の恣意的な選択が行われる疑いを禁じ得ない。</p> <p>そもそも「放射線廃棄物WG」の中で、反対意見が議事に反映されない、討論になっていない、これでは審議とは言えないという批判を受け止めてほしい。</p> <p>対話の場が賛成の委員で構成される場合、不公正、非民主的な運営になる。</p>	<p>資源エネルギー庁の総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会放射性廃棄物ワーキンググループでは、幅広い観点から議論を進めていくため、法律、科学社会学、地球科学など、最終処分に関連する様々な分野の有識者に参画いただいております。また、地層処分技術ワーキンググループでは、審議の中立性・透明性を確保する観点から、地層処分に関係する様々な分野の学会に対して推薦等をお願いし、それによって選ばれた専門家、「科学的特性マップ」の策定等に係るこれまでの議論に精通した専門家、放射性廃棄物ワーキンググループの技術系専門家により構成されております。いずれの審議会においても、原子力の活用に対するスタンスを基準に選任しているものではございません。その上で、技術的/専門的な観点からの議論・評価については地層処分技術ワーキンググループで4回にわたり、経済社会的観点からの議論・評価については放射性廃棄物ワーキンググループで2回にわたり議論し、全体の内容が基本的に了承されました。</p>
<p>各WGにおいて「（最終的に）了承された」という記述が3か所あるが、具体的な了承手続きはどのようなものか、議長一任というような形か、より詳細な記述が必要。</p> <p>議事録やWG委員の話からも、審議にはなっていないことが明らか。また、WGの中に了承していない委員がいるため、了承という判断・記載は誤りであり、今回の案は問題である。内容に非了承委員の意見も全て住民・国民に説明し質問や意見を受け付け回答する場があるべき。</p> <p>WGは熟議の場になっていない。各委員の発言時間は4分程度。委員同士の議論がほぼされていない。批判には「今後の検討」として済まされ採用されない。政府の方針にお墨付きを与えるだけの形骸化した審議会となっている。</p> <p>これらの審議会では公正な意見・安にはならないと思われる。また、審議会の委員の中には案に了承していない委員がいます。が、「了承された」と明記されており、国民に正しく情報が伝わっておらず、問題と思われぬ。</p>	<p>評価の考え方（案）は、技術的/専門的な観点からの議論・評価については地層処分技術ワーキンググループで4回にわたり、経済社会的観点からの議論・評価については放射性廃棄物ワーキンググループで2回にわたり議論され、放射性廃棄物ワーキンググループでは反対された委員も一部おりましたが、委員長一任となり、とりまとめられたものです。</p>
<p><b>15 最終処分の問題が解決していないのに、原子力発電の利用や、原子力発電所の建設を推進するべきではない</b></p> <p>「環境と開発」は両立しません。資本主義経済システムの基本である「飽くなく開発」が、現状の再生不可能な「環境破壊」を生じているのです。その最たるものが、原発事故と考えています。もはや使用済み核燃料の処分方法の検討をする段階ではなく、原発を廃止して放射性物質の生産を止めるべきです。存在している放射性物質については、地球史的時間を要する安全管理が問題です。上記のような見解を持つ私は、原発の廃止を前提としない「文献調査段階の評価」など論外と考えています。</p> <p>原発推進前に、廃棄物処理について決めてなかったことがそもそも、ふざけてる。</p>	<p>最終処分地の選定プロセスを同時並行的に進めながら、原子力を活用するのが各国共通した方針です。最終処分の選定については、調査だけで20年程度必要であり、原子力の活用についても、その方針を決めて、実際に建設を行うまでには、10年前後の時間を要します。最終処分の問題に目処がついてから、順番に原子力の活用を検討する、となると、原子力の議論が数十年先送りされることとなり、それでは、エネルギーの安定供給の議論が停滞してしまいます。このため、原子力の活用と最終処分の問題は、同時に議論を進めることが重要です。</p>

<p><b>16 処分地選定プロセスに問題がある</b></p> <p>歴代、そして今後の、内閣総理大臣・経済産業大臣の地元選挙区を最終処分場として選定するよう義務付ける法案を提言すべきです。国策として原子力の利活用を進めているのですから、行政のトップ・所管省庁のトップとして、地元の選挙区で引き受けるよう有権者を説得するのは、社会的に当然の義務でしょう。現時点では、広島市（岸田文雄内閣総理大臣を選出した広島県第1区）、明石市・淡路市・洲本市・南あわじ市（西村康稔経産大臣を選出した兵庫県第9区）が該当するので、資源エネルギー庁は、早急に、それらの自治体への説明準備を開始して下さい。</p> <p>市町村からの発意を主とする現在の最終処分地の選定プロセスは、地盤の安定性や輸送適性などから最適な処分地を選定するという観点で課題があることから、国が全国の適地を調査し候補地を絞り込むとともに、都道府県や周辺自治体はもとより、広く住民にたいねいに説明し理解を得るなど、選定プロセスの見直しを行うこと。</p>	<p>処分地選定プロセスは、地域の理解なくしては進めることができないものと考えています。このため、文献調査を実施した後、概要調査に進もうとする場合には、知事と市町村の意見を聴き、これを十分に尊重することが、最終処分法にも規定されているところです。引き続き、地域に寄り添いながら、取組を進めていきます。</p>
<p><b>17 文献調査について、住民に対して賛否によらない意見交換の場を設け、意見を広く聞くべきである。</b></p> <p>今回、特定放射性廃棄物の最終処分地選定プロセスに、各調査のステージで地域の意見を聴く、意見に反して先に進まない、などと書いてあっても、全く信用できない。そう書いてあるだけで、地域の意見、を伺う、その地域のステークホルダーの範囲を極端に矮小化する。住民を対象とする説明会などをしない。行うとしても、周知をほとんどしない。しても直前に経済産業省ホームページのみ。など、これまで繰り返されてきた、行政の横暴としか思えないやり方で地域を無視する適当なやり方を強要し、アリバイにすらない工作をする、ことが目に見えるようです。あとは如何に地方を懐柔し地下に廃棄物を埋めることを粛々とスケジュールに則ってすすめる、ただそれだけ、それをマトモだと思ひ込みたい、それだけを担保するためだけに飾られた資料だと思いました。</p> <p>事業についての議論を深める、とは、まず、事業についての賛否両論を広く知らせ、住民がそれに基づいて判断できる素材を提供することにはずである。</p> <p>「文献調査」とはそもそも「机上調査」であつたはず。そこに地域住民への広報・意見聴取を入れるなら、平等な情報の拡散と住民の誰もが参加でき、意見を言い、住民が求める専門家の意見を聞ける機会を保障すべきである。これは根本的なこと。しかし寿都町・神恵内村ではそのようには行われていない。</p> <p>「文献調査」であるならば、文献で得られたデータを情報公開するところで終結するものと考えられる。もし、調査結果が不適合を示した場合は、地域の意見を聞くことも、議論も不要であり、最初から適合を前提としているようで、不適切であるとする。もし、適合の可能性を考えて、議論を深めるところまでを「文献調査」に含めるのであれば、市町村民は説得の対象ではなく、調査の主体として、市町村民の誰もが議論に参加することができ、かつ市町村民が求める専門家からの意見聴取の機会を保障すべきであるとする。</p> <p>賛否両論の論文を調査する文献調査なのに「地域の意見を聴く」とあります。それならば、説明会などに参加できる対象を絞らず、望む住民は誰でも参加できる形、そして推進しようとする一方的な話ではなく、進めても安全という立場の専門家と危険が大きいという立場の専門家など様々な説明をし、住民自身の理解を深めるように努めるものではないでしょうか。</p> <p>賛否両論を平等に抽出してほしい</p> <p>住民への説明は賛否両論の情報が平等に公開されて初めて公正かつ民主的な議論が始めることができる。説明と説得に終始する場では意味なし。ここまでの議論が賛否平等に扱われて来なかった事実をきちんと検証してほしい。</p> <p>住民への説明は、ワーキンググループに起きる私に内容を考慮することとなっていますが、案にはすべての意見や知見が載せられている訳ではありません。住民に賛否両論が平等に説明されることの確約がなされなければならない。</p> <p>文献調査には二つの目的があるとされている。地質文献の調査収集と、そこで得た情報を地域住民に提供し、事業についての議論を深めてもらうためのもの」とされている。「事業についての議論を深める」とは、まず事業についての賛否両論を広く知らせ、住民がそれに基づいて判断できる素材を提供することの筈である。</p> <p>文献調査と概要調査の間に「地域の意見を聞く」という図が挿入されているが、元来文献調査にはそういう分野は想定されていない。</p> <p>最初の調査である文献調査は、関心を示した市町村に対して、地域の地質に関する文献・データを調査分析して情報提供することにより、事業について議論を深めていただくためのものである。</p> <p>と書かれています。すなわち、文献調査には2つの目的があるとされています。1つは、地質文献の調査収集であり、もう1つは、「そこで得た情報を地域住民に提供し、事業についての議論を深めてもらうためのもの」とされています。</p> <p>「事業についての議論を深める」とは、まず、事業についての賛否両論を広く知らせ、住民がそれに基づいて判断できる素材を提供することでなければならないはずで。</p> <p>この点において、NUMOの「文献調査」は、その目的を捻じ曲げ、「NUMOにとって都合のよい文献」だけを、「住民に広報し」、「地層処分は安全で、なんら問題はない」と「宣伝」する場になっていたのが実情です。</p> <p>NUMOの「文献調査」の評価を行うのが、この委員会の目的であるなら、まず、この点を厳しく批判し、「文献調査」とは、「既存の文献をすべて網羅するだけでなく、事業の対する賛否両論を、平等、公平に住民の提供するものである」という大原則が、まず貫かれているかどうかを厳正にチェックしなければならないはずで。しかし、今回の「評価の考え方（案）」（以下、「案」と省略）では、それがまったくできていないと言わざるを得ません。</p> <p>「事業について議論を深めていただくためのものである」といいますが、結局、それは事業をはじめから肯定し、それがよいものであることを住民に「ご理解」いただくという態度であり、これは、住民の自由な議論や反論を最初から抑え込もうとする行政のやり方として、これまでもあらゆる事案で批判されてきたことです。</p> <p>10万年にわたって地域の安全を制約する「地層処分」問題を地域で考えようとするとき、このような一方的なやり方が誤っていることは、明らかではないでしょうか。まず現在の「案」では、「NUMOの地層処分事業」への賛否両論が、どれだけ公平に住民に伝えられ住民の自由な議論が行われてたか否かを、厳正に評価する仕組みが、そこに入っていないこと点を批判し、修正し、その観点から、「文献調査」を「評価」し直す「案」に作りかえるべきです。</p> <p>「最初の調査である文献調査は、関心を示した市町村に対して、地域の地質に関する文献・データを調査分析して情報提供することにより、事業について議論を深めていただくためのものである。」とあるが、本来、一般市民が理解する文献調査とは図書館等で文献を収集するような机上の調査のみと考える。そこに地域住民への広報・意見聴取を取り入れるならば、平等な情報の拡散と、住民の誰もが参加でき、意見を言い、住民が求める専門家の意見を聞ける機会を保障すべきである。そして、事業についての議論を深めるとは、まず、事業についての賛否両論を広く知らせ、住民がそれに基づいて判断できる材料を提供することにはずである。</p> <p>寿都町は町民から反対が上がっています。町長は十分町民の意見を聞かずに決めたということです。所管省庁は町民の意見が反映されたものであるかどうか、民主的に決められたものであるかどうかとも考えるべきではありませんか？</p>	<p>処分地選定プロセスは、地域の理解なくしては進めることができないものと考えています。</p> <p>国としては、地域において、処分事業の賛否に偏らない議論を丁寧に重ねていくことが重要と考えており、こうした観点から、現在、寿都町と神恵内村においては、「対話の場」等を通じ、地域の理解が深まるよう、最大限取り組んでいるところです。例えば、「対話の場」では国・NUMOの所属ではない第三者のファシリテーターに協力のもと、最終処分や文献調査、地域の将来等について、様々な立場の地域の方々に議論いただいています。その議論の内容は、会議録や通信によって紙面やNUMOのウェブページを通じて地域に共有されています。また、最終処分について慎重な専門家の御意見も広く地域の方々に知っていただくためのシンポジウムや講演を、対話の場が実施しています。加えて、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会特定放射性廃棄物小委員会では、委員や第三者専門家にも御議論いただきながら、寿都町・神恵内村におけるこれまでの対話活動の振り返りを進めています。</p>

<p>地域の意見を聞く対話の場に関して。</p> <p>基本方針にも規定されている対話の場の運営方針が、寿都町と神恵内村で順守されていない実態があり、問題だ。</p> <p>基本方針には、多様な関係住民が参画し、情報を継続的に共有する場として対話の場を規定しており、そのために国とNUMOは、専門家等からの多様な意見や情報の提供の確保に努めるとしています。</p> <p>しかし、両町村で実施された対話の場には、地層処分や科学的特性マップに批判的な専門家の意見を均等に聞く機会は確保されませんでした。神恵内村では、ただ一度、批判的な専門家を招いたシンポジウムが開かれたのみであり、寿都町では、批判的な専門家からの意見も聞きたいという住民の要求があったにもかかわらず、一度も実現されませんでした。NUMOにより一方的な情報提供は、多様な意見や情報の提供とは言えません。寿都町では、大多数が文献調査賛成住民で構成されており、多様な関係住民の参画も実現していません。基本方針に反する実態が放置されている。</p> <p>また、この事態の改善ためには、今後の対話の場の運営には、文献調査に反対する住民の参加を半数程度確保し、反対派の対話の場、メンバーが推薦する専門家を招集することを権利として保障すべきだと思います。</p> <p>また、対話の場の総括の際には、町民の会をはじめ、対話の場に不満を持つ住民の意見聴取を行うことを求めます。</p> <p>対話の場の総括を、一、二回のワーキンググループの審議で終わらせるのではなく、具体的な事実関係の把握のために、独立性の高い専門チームをつくることを提案します。そのチームが実際に寿都町や、神恵内で聞き取り調査を行い、文献調査によって生じた、社会的、経済的被害、あるいは精神的苦痛の実態を解明する必要があります。それが具体的な事実関係に応じて対応することだと思います。聞き取り調査の際には、対話の場の関係者だけではなく、分断によって、苦しみ、文献調査に不満を持つ住民の声をしっかり聞くべきです。対話の場の総括には、そのようなプロセスが必須であると思います。その作業なくして、文献調査拡大に向けたいかなる強化の取組もすべきではありません。</p> <p>文献調査には2つの目的があるとされている。「地質文献の調査収集と、そこで得た情報を地域住民に提供し、事業についての議論を深めてもらうためのもの」どうされている。しかし、寿都町・神恵内村では、得られた情報には、事業に批判的なものもあるはずなのにそれらが公平に住民に知らされて来ていない。</p> <p>寿都、神恵内では得られた情報には事業に批判的なものもあるはずなのにそれらが公平に住民に知らされていない。</p> <p>NUMOが行っているのは例えば寿都町では「対話の場」の出席者は町長が選任し、反対派町民の参加は実質ゼロである。「地域の意見を聞く」会になっていないし、しかも、地層処分に批判的な意見の紹介もゼロである。もし、そういう会を持つなら住民の誰もが参加し、自由に意見表明が出来る公平な場であるべきであろう。</p> <p>寿都・神恵内でNUMOによって行われてきた「文献調査」では、得られた情報のなかには事業に批判的なものもあるはずなのに、それらが公平に住民に知らされてこなかったと思います。</p>	<p>処分地選定プロセスは、地域の理解なくしては進めることができないものと考えています。</p> <p>国としては、地域において、処分事業の賛否に偏らない議論を丁寧に重ねていくことが重要と考えており、こうした観点から、現在、寿都町と神恵内村においては、「対話の場」等を通じ、地域の理解が深まるよう、最大限取り組んでいるところです。例えば、「対話の場」では国・NUMOの所属ではない第三者のファシリテーターに協力のもと、最終処分や文献調査、地域の将来等について、様々な立場の地域の方々に議論いただいています。その議論の内容は、会議録や通信によって紙面やNUMOのウェブページを通じて地域に共有されています。また、最終処分について慎重な専門家の御意見も広く地域の方々に知っていただくためのシンポジウムや講演を、対話の場が実施しています。加えて、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会特定放射性廃棄物小委員会では、委員や第三者専門家にも御議論いただきながら、寿都町・神恵内村におけるこれまでの対話活動の振り返りを進めています。</p>
<p><b>18 「評価の考え方（案）」について道に対して丁寧に説明をするべき</b></p> <p>今後、「評価の考え方」に沿って取りまとめる「文献調査報告書」の内容については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則」第7条乃至第9条に則り、道民・事業者に対し、ていねいな説明をお願いします。</p> <p>特に、説明会の回数、場所の選定については、同規則第9条第3項の趣旨を踏まえ、道の意見に最大限配慮すること。</p>	<p>御意見を踏まえながら、文献調査報告書の内容について、地域の皆さまへ丁寧な説明を行ってまいります。文献調査報告書に係る説明会の回数、場所について、地域の御意見にも配慮しながら検討してまいります。</p>
<p><b>19 全国での理解活動に取り組んでほしい</b></p> <p>高レベル放射性廃棄物の最終処分事業については、令和2年、寿都町及び神恵内村で文献調査が開始されたが、この問題は、原発の所在の有無にかかわらず、国民的な議論が必要な問題であることから、国は、全国のできるだけ多くの地域において、理解と協力が得られるよう、最終処分事業の理解促進に向けた取組を一層加速させること。</p> <p>こうした趣旨を踏まえ、「文献調査報告書」の内容に関する説明会については、関係都道府県内だけでなく、全国で開催すること。</p>	<p>最終処分の実現は特定の地域によらない全国的な課題であり、これまで国が前面に立って、全国約180カ所の地域での説明会や、理解促進のための広報事業に取り組んできました。</p> <p>本年4月28日に改定した「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」も踏まえ、今後取組を加速させていきます。また、「文献調査報告書」の説明会については、いただいた御意見も踏まえ、NUMOと検討してまいります。</p>
<p><b>20 処分方法を見直すべきである</b></p>	
<p>日本列島の成り立ちや現状を考えれば、プルトニウムを保管可能な歳月、動かない土地は皆無です。現在、人が住んでいる場所を候補地にすることにも無理があります。</p> <p>まず、日本が最終処分場にどう不適合であるか、不適合であるけれども、どこなら、まず100年は保管できる、次に100年更新も可能、という場所を現実的に探してください。</p> <p>日本列島は地震・火山列島と言われるように、残念ながら、少なくとも10万年以上安定的な地層であることが前提の「地層処分」に適する場所は日本列島のなかにはありません。その意味では、時間だけでなく多額な金額をかけて「地層処分」の場所選定に投資するのは、言葉は悪いですが「茶番」です。経産省の専門家ならよくご承知のように、地層処分には、岩盤の安定だけでなく地下水等の影響を受けないことが絶対条件ですが、日本はむしろ地下水の豊かなことで世界に誇れる国です。したがって、それだけでも日本ほど地層処分に不適切な地域は世界的に見てもないでしょう。他の候補地も含め、結果として「不可能」の結論が見えている「文献調査」はいますぐに止めるべきだという意見を提出します。</p> <p>過去にも2000年の「科学」（岩波）に掲載された「高レベル放射性廃棄物の地層処分はできるか」のように、日本列島には10万年単位の安定が保障できるような土地・地層はないと考える。この世代が次世代以降に責任を持って手渡せるのはどのような処分方法が良いのか、計画ありきの安易な結論は決して許されず、しっかり議論を尽くしてほしい。地震学は特に、日本では専門分野は新しく、知見が塗り替えられているところ。</p> <p>ヨーロッパの内陸のように岩盤で安定し、地震もない国々とは事情が全く違う日本列島の、核廃棄物管理の方法についての、抜本的議論が必要になると思う。</p> <p>10万年の長きにわたり安定的であると保障できるような土地は日本列島にはないのではないかと考えている。</p> <p>日本列島どこでも地下水脈が縦横に走っており、地下を掘れば滝のように水が流れる中に「処分」することを肝に銘じたい。水に触れることは御法度と言える放射性物質の最終的な管理である。地層という考えから離れ、抜本的な見直しが必要がある。</p>	<p>最終処分の実現は、原子力を利用する全ての国に共通する問題であり、どの国も長い時間をかけて地道に取り組んでいます。原発をこれまで活用してきた我が国においても、将来世代に負担を先送りしないよう取り組むべき重要な課題です。</p> <p>原子力発電が開始された1960年代から、高レベル放射性廃棄物の最終処分については、地層処分の他にも、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇宙にロケット等で打ち上げる宇宙処分</li> <li>・海溝や海底に廃棄する海洋投棄</li> <li>・南極の氷の下に処分する氷床処分</li> <li>・地上での貯蔵管理</li> </ul> <p>など、人間の生活環境から隔離するためのさまざまな方法が、国際機関や世界各国で検討されてきましたが、海洋投棄と氷床処分については国際条約で不可能となり、宇宙処分は発射時の信頼性やコスト面等から現実的ではないと判断されました。地上施設で貯蔵管理する方式の場合は、数万年以上の長期間にわたり地上施設を維持・管理していく必要があり、さらに、地震、津波等の自然現象による影響や、戦争、テロ等といった人間の行為の影響を受けるリスクがあります。</p> <p>こうした中、地層処分は、元来、地層が持っている特徴（地下深部では酸素が極めて少ないため物質が変質しにくいこと、物質の移動が非常に遅いこと等）により放射性物質を閉じ込めることができ、また、地下深部を利用することで人間の生活環境から隔離することができることから、現時点において最も安全で実現可能な処分方法であるとの考え方が世界各国で共通の認識となっています。</p> <p>我が国では、様々な専門分野の知見を取り入れて1970年代から研究が行われた結果、国内外の専門家から、地層処分に求められる、長期にわたって安定した地下環境が日本にも広く存在するとの評価が得られました。</p> <p>また、1999年に公表された「わが国における高レベル放射性廃棄物 地層処分の技術的信頼性－地層処分研究開発第2次取りまとめ－総論レポート」では、その取りまとめに当たって、研究開発の成果を積極的に公表し、技術的内容について個々に評価を受けるとともに、取りまとめの過程においても種々の機会を利用して国内外から広く意見を求めたもので、結果として、核燃料サイクル開発機構（当時）として、我が国においても地層処分を事業化の段階に進めるための、信頼性のある技術的基盤が整備されたものと総括しました。</p> <p>これを受け、我が国では、国会で審議の上、最終処分法を制定し、処分主体としてNUMOを設立するとともに、処分地選定に向けては、地域の理解を得ながら、段階的な調査ステップを踏みつつ、取り組んでいくこととしています。</p>
<p>ある時点での人間の知恵はどこまで行っても限られている。原子力発電所を建設した際、40年後の震災に備えて設備に十分な強度を持たせることができなかったこの国の10万年にわたる「工学的対策」に信頼を寄せることはできない。</p> <p>この部分は、文献調査では重要なことは分らないので概要調査を行うべき、という結論に導く伏線でもあるかに映る。</p> <p>「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（以下、「最終処分法」）において、地層処分の対象となる特定放射性廃棄物には、第一種の高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の他に、「第二種特定放射性廃棄物」として、再処理工場の排気フィルター等を含む「TRU廃棄物」も含まれている。</p> <p>その中に含まれるヨウ素129は、水中で陰イオンとなる性質があり、放射性セシウム等と異なり、岩盤や粘土層に吸着されず、地層処分されてから10年程度で地表に漏れ出してくる可能性があることを、電気事業連合会の調査機関も認めることである。</p> <p>地層処分をもし行うのであれば、少なくとも、現時点で一定の信頼のおける文献に記載されている、活断層に限らないすべての断層と、その他、地層や岩盤に亀裂・破砕等の生じている広い範囲を、全て概要調査の対象から外すべきである。</p> <p>それを考えるとき、土井和己氏著「日本列島では原発も「地層処分」も不可能という地質学的根拠」の内容に照らして、概要調査を行える地域は日本国内に存在しないのではないかと。</p> <p>「科学的特性マップ」は学問的にみても全然「科学的」ではない、ということは多くの地震学、火山学、地質学等の専門家が述べるところである。これは、経産省やNUMOの言い分都合よく作った代物で、謂わば特定の条件を除けば日本中で地層処分が可能であるかのようなことを書き表したマップである。それを前提とした地層処分地選定論は信用できない。つまり、前提そのものが間違っているのだから結論が正しいことなどあり得ない。</p>	
<p>日本列島は4つのプレート境界による変動帯の地震大国であることは、3.11フクシマ以降周知の事実であるにもかかわらず、地層処分の可能性がかるうじてある安定大陸のマネごとをすることは断じてあってはならない。</p>	
<p>日本列島には、4つのプレートがあります。</p> <p>毎日のように地震が起きています。</p> <p>こんな不安定な場所に原発があることは、国民を常に危険な状況に置いていることに他なりません。</p> <p>今回の核のゴミの最終処分場建設についても地域の人々の安全、安心にとって大きなリスクがあります。</p> <p>将来に渡って大きな負の遺産として残るのではないのでしょうか？</p>	

<p>地層処分をもし行うのであれば、放射性物質の生命環境への漏えいを絶対に避けるのだという、安全への強い意志と、その実行が求められる。</p> <p>本案を読む限り、文献調査の取りまとめに向けた国の姿勢には、この意志と実行の点で信頼がおけない。</p>	<p>最終処分の実現は、原子力を利用する全ての国に共通する問題であり、どの国も長い時間をかけて地道に取り組んでいきます。原発をこれまで活用してきた我が国においても、将来世代に負担を先送りしないよう取り組むべき重要な課題です。</p> <p>原子力発電が開始された1960年代から、高レベル放射性廃棄物の最終処分については、地層処分の他にも、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇宙にロケット等で打ち上げる宇宙処分</li> <li>・海溝や海底に廃棄する海洋投棄</li> <li>・南極の氷の下に処分する氷床処分</li> <li>・地上での貯蔵管理</li> </ul> <p>など、人間の生活環境から隔離するためのさまざまな方法が、国際機関や世界各国で検討されてきましたが、海洋投棄と氷床処分については国際条約で不可能となり、宇宙処分は発射時の信頼性やコスト面等から現実的ではないと判断されました。地上施設で貯蔵管理する方式の場合は、数万年以上の長期間にわたり地上施設を維持・管理していく必要があります。さらに、地震、津波等の自然現象による影響や、戦争、テロ等といった人間の行為の影響を受けるリスクがあります。</p> <p>こうした中、地層処分は、元来、地層が持っている特徴（地下深部では酸素が極めて少ないため物質が変質しにくいこと、物質の移動が非常に遅いこと等）により放射性物質を閉じ込めることができ、また、地下深部を利用することで人間の生活環境から隔離することができることから、現時点において最も安全で実現可能な処分方法であるとの考え方が世界各国で共通の認識となっています。</p> <p>我が国では、様々な専門分野の知見を取り入れて1970年代から研究が行われた結果、国内外の専門家から、地層処分に求められる、長期にわたって安定した地下環境が日本にも広く存在するとの評価が得られました。</p> <p>また、1999年に公表された「わが国における高レベル放射性廃棄物 地層処分の技術的信頼性 - 地層処分研究開発第2次取りまとめ-総論レポート」では、その取りまとめに当たって、研究開発の成果を積極的に公表し、技術的内容について個々に評価を受けるとともに、取りまとめの過程においても種々の機会を利用して国内外から広く意見を求めたもので、結果として、核燃料サイクル開発機構（当時）として、我が国においても地層処分を事業化の段階に進めるための、信頼性のある技術的基盤が整備されたものと総括しました。</p> <p>これを受け、我が国では、国会で審議の上、最終処分法を制定し、処分主体としてNUMOを設立するとともに、処分地選定に向けては、地域の理解を得ながら、段階的な調査ステップを踏みつつ、取り組んでいくこととしています。</p>
<p>日本はフィンランドなどと違い、4つのプレートがぶつかっている場所。そもそもそういう場所で地層処分と言うことを考える事はおかしい。</p> <p>新聞で知りえたのですが、使用済核燃料廃棄物について米国では原発地の地上に保管をしているのです。日本も同じようにした場合、戦争の時、相手国からミサイル攻撃、テロ攻撃に合う危険があります。攻撃されたらチェルノブイリ原発大事故と同じ再現になります。世界の人類は地球上に住めなくなります。</p> <p>フクシマ原発大事故直後、大量・高線量の放射能水が流出して海・魚等を大汚染した。このような大惨事は2度と絶対に繰り返してならないのである。原発核のゴミ処分地もです。大事故のフクシマ原発から流出している大量のトリチウム水（放射能水）が現実としてあります。使用済核廃棄物の地下処分であれば、大地震で破損して、もれたら発見がかなり送れて住民に大被害を受けるかもしれません。（放射能物質の流出）</p> <p>このことは賛成・反対共、冷静に考えなければ、ならないと思います。先づは周辺住民にとり一番安全を重視します。子・孫に犠牲者を絶対に出不さないので。10万年間（放射能が安全な基準に達するまで）は絶対に大事故を起こしてならないのです。大地震・大津波・表面と地下の活断層、地下水等が起る土地・今まで起こらない土地でも起きている実例があるので。阪神淡路大震災、奥尻島（北海道）大地震・大津波、厚真（北海道）大地震が現実起きています。自分は75年今まで生きていて聞いたことが無い場所です。この他に数々の大地震大津波が日本各地で発生しています。10万年の間に何千回あまりの大地震・大津波が起るのです。10万年以上も地下にあることになります。（核廃棄物）</p>	<p>我が国では、様々な専門分野の知見を取り入れて1970年代から研究が行われた結果、国内外の専門家から、地層処分に求められる、長期にわたって安定した地下環境が日本にも広く存在するとの評価が得られました。</p> <p>また、1999年に公表された「わが国における高レベル放射性廃棄物 地層処分の技術的信頼性 - 地層処分研究開発第2次取りまとめ-総論レポート」では、その取りまとめに当たって、研究開発の成果を積極的に公表し、技術的内容について個々に評価を受けるとともに、取りまとめの過程においても種々の機会を利用して国内外から広く意見を求めたもので、結果として、核燃料サイクル開発機構（当時）として、我が国においても地層処分を事業化の段階に進めるための、信頼性のある技術的基盤が整備されたものと総括しました。</p> <p>これを受け、我が国では、国会で審議の上、最終処分法を制定し、処分主体としてNUMOを設立するとともに、処分地選定に向けては、地域の理解を得ながら、段階的な調査ステップを踏みつつ、取り組んでいくこととしています。</p>
<p>未固結岩以外の地盤は全て処分場になりうるという考えも同様である。人口バリアと天然バリアでどうにかなるということだが、いくら分厚くても鉄と粘土である。鉄と粘土でくめるべ、どんなに岩盤の場所にも、坑道を掘ることが可能であれば処分地にできるというような乱暴な考察を「科学的」であるというなら、安全性への神経がどうにかなっているとしか言いようがない。</p> <p>「果たして日本に地層処分に適地といえる地層が存在するか、という根本的な問題」について言えば、答えは否である。この問題については、日本学術会議の2012年9月11日の「高レベル放射性廃棄物の処分について（回答）」が有名である。これ、2019年9月7日、原子力委員会委員長から「高レベル放射性廃棄物の処分の取組における国民に対する説明や情報提供のあり方についての提言のとりまとめ」という審議依頼を受け、それに回答したものであるが、その間に2011年3月11日の東日本大震災と東京電力第一原子力発電所の爆発事故を経験していることは忘れてはならない。同上回答は必ずしも地層処分を全面的に否定するものではなかったが、取り分け、2検討に際しての視点と方法、（2）科学的知見の適正な取り扱い自律性の保障・尊重と限界の自覚、の中で「そもそも（特に高レベル放射性廃棄物の最終）処分場の実現性を検討するにあたっては、長期に安定した地層が日本に存在するかどうかについて、科学的根拠の厳密な検証が必要である。日本は火山活動が活発な地域であるとともに、活断層の存在など地層の安定性には不安要素がある。さらに、万年単位に及ぶ超長期にわたって安定した地層を確認することに対して、現在の科学的知識と技術的能力では限界があることを明確に自覚する必要がある」と戒めた。その上で、高レベル放射性廃棄物の「科学的により優れた対処方策を取り入れることを可能とするよう、今後、数十年～数百年の間、廃棄物を暫定的に保管すべき（暫定保管）」ことと、「高レベル放射性廃棄物が無制限に増大することを防ぐために、その発生総量の上限を予め決定すべき（総量管理）」ことを提言（回答）した。</p> <p>これに対して、原子力委員会は2012年12月18日に、「今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組について（見解）」を発表した。これ自体はなかなか優れた「見解」であったが、実は残念ながら政府の基本姿勢には何も変化がなかった。結局、漫然と破綻した「核燃料サイクル政策」を続け、経産省とNUMOは相変わらず、証明不能な「全国どこでも地層処分が可能」という強気な戯言を叫ぶ姿勢を崩さないのである。</p> <p>勿論、その後2011年には東電福島原発事故が起こり、その結果、原発推進と規制の分離が行われ、新たに原子力規制委員会が作られた。また、新規性基準の下で原発関連施設の適合性が審査されるようになるなど、大きく情勢が変わったものの、この論文の本質的な部分、つまり、地層処分がいかに危険で無謀な試みであるか、即ち地層処分の安全性は保証されていないということと、「同時に余剰プルトニウムを生み続ける再処理路線の見直し」を説き、「そうした硬直性を解いていくことこそが、日本の原子力政策に何よりも求められていることである」と結ぶ。日本学術会議2012年「回答」の先駆的な論考であり、端なくも「GX推進」によって原発回帰、安全神話復活に浸っている現岸田政権への痛烈な批判ともなっている。</p>	<p>資源に乏しい日本にとって、電力の安定かつ安価な供給や気候変動問題への対応等の観点から、原子力利用が欠かせない中で、総量管理を選択することは、原子力利用に上限を設けることにつながりかねず、責任あるエネルギー政策を実行していく観点から、適切な選択ではないと考えています。</p> <p>高レベル放射性廃棄物を地上施設で貯蔵管理する場合、それが人間の生活環境に影響を及ぼさなくなるまで、数万年といった長期間にわたり地上施設を維持・管理することとなります。</p> <p>この場合、地震、津波、台風等の自然現象による影響や、戦争、テロ、火災等といった人間の行為の影響を受けるリスクがあります。長期にわたり、このようなリスクを念頭に管理を継続する必要がある地上施設を残すことは、将来の世代に負担を負わせ続けることとなり、現実的ではありません。</p> <p>このため、地層処分が現時点で最も安全で実現可能な処分方法であるというのが国際的にも共通した認識となっており、我が国においても、最終処分法に基づき、地層処分の実現に向けて取り組んでいるところです。</p>
<p><b>21 交付金を文献調査のインセンティブにすべきでない</b></p>	
<p>原発核のゴミ処分地候補地への交付金のあり方に、ついて交付金20億円は高額である。万一処分地に適さなければ、ムダ金になる。このように、しないために交付金を無くするか、減額（1,000万円～5,000万円）して低所得者支援・対策に使うべきである。</p> <p>「文献調査段階の評価の考え方（案）」を読むと、科学的特性マップで「好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域」とされた地域を含む自治体が、文献調査段階で排除される可能性は極めて低いことが分かる。「1.はじめに」に「文献調査は、関心を示した市町村に対して、地域の地質に関する文献・データを調査分析して情報提供することにより、事業について議論を深めるためにあるとあるように、文献調査は調査という名はついてはいるが、交付金等により意見の言えない地域を作り上げるための期間を置くためのものとしかいいようがない。</p> <p>文献調査を受けるというだけで町に予算をつけるということは危険なものであるからではないですか？</p> <p>しかしみんな国民の税金です。寿都町などにはNUMOの事務所もありますが、何の用もないのにスタッフを置くのは税金の無駄遣いではないですか。フィンランドでは特別なお金を町に払っていません。</p> <p>最終処分場を住民をごまかして探すより、北海道の食料生産地としての役割を大切に、その保護のために税金を使ってください。</p>	<p>高レベル放射性廃棄物の最終処分は、日本の社会全体で必ず解決しなければならない重要な課題です。</p> <p>最終処分法に基づく最初の調査である文献調査は、資料やデータのみによる机上調査であり、市町村でこの事業について議論を深めていただくための、いわば対話活動の一環と考えていますが、一方、その実施により、地域に様々な御負担をおかけすることになることも事実であります。</p> <p>電源立地地域対策交付金制度は、国として、そのような社会全体の課題解決に貢献いただく地元の皆様にご敬意と感謝を示し、地域の発展と住民の福祉の向上を図るため、全面的にサポートしていくためのものと考えています。</p> <p>経済産業省としては、引き続き、地域の理解を得られるよう、丁寧に調査のステップを踏みながら、最終処分事業に取り組んでまいります。</p> <p>また、仮に次の概要調査に進まなかった場合でも、文献調査で得られた技術的ノウハウや対話活動で得られた経験は、他地域での文献調査にも活用可能であり、交付金を、文献調査を行う自治体に交付することに意義はあるものと考えており、税金の無駄との御指摘は当たらないものと考えております。</p>
<p><b>22 文献調査の実施方法に問題がある</b></p>	
<p>文献調査段階の評価の考え方（案）令和5年7月資源エネルギー庁1.はじめに 1頁から 電力会社の100%出資するNUMOの行う「文献調査」をまるごと、なぜ、政府が「提案事項」として意見募集するのか？</p> <p>政府が行うべきは、NUMOによる文献調査自体について、政府が主体的に調査し、提出されたものを自ら批判したものに対して、世論に問うて誤った点を直す「評価」を求めると、と段階を踏んで行うべきである。</p> <p>政府側の主体的判断を持って作成し、審議会で判断した資料を提示して、国民の判断を仰ぐ作業の仕組みになっていない。</p> <p>ここでは、「評価」をそのような意味と考え、NUMOのいう「文献調査」の問題点と、さらには、それ、このようなかたちで「とりまとめ」ようとする資源エネルギー庁の問題点を指摘したい。</p> <p>「令和2年11月17日より、北海道の寿都町及び神恵内村で文献調査が開始されており、地層処分の実施主体である原子力発電環境整備機構（以下、NUMO）において、これら自治体の地質等に関する文献・データを収集の上、そこから抽出した情報の読み解き（学術的理解）が進められている。」とあるがNUMOとは100%電力会社出資団体である。この団体が行う文献調査により収集されたデータから抽出されたものが、果たして賛否両論であるのか懐疑的である。</p>	<p>最終処分事業については、最終処分法に基づく実施主体であるNUMOが責任を持って実施し、国がこれを監督するものです。今回の「文献調査段階の評価の考え方（案）」については、内容についても国で確認の上、国が審議会において議論をすることとしました。</p>

<p><b>23 個別の地点に関する指摘事項</b></p> <p>最終処分場には、南鳥島が良い。理由は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、太平洋プレートのど真ん中にあり、プレートとともに動くので、地震が起こりづらい</li> <li>2、億が一があっても影響範囲に住民はいないからです。</li> </ol>	<p>高レベル放射性廃棄物の最終処分施設建設地の選定は、地域の理解なくして進めることはできないものであり、国が一方向的に候補地を名指しすることで、地域の理解が得られるものではないと認識しています。引き続き、地域の御理解と御協力を得ながら、全国のできるだけ多くの地域で調査を実施できるよう、取り組んでいきます。</p>
<p>「情報を抽出する。」がNUMOや経産省に都合の良いようにしか抽出されていない実態がある。</p>	<p>この「文献調査段階の評価の考え方」は、文献調査に関する一般的な評価の考え方を示したものであり、特定の地域の評価結果を示したものではありません。</p>
<p>24ページ3.3.2 地下施設の建設・操業時の安全性の観点「安全性に関する懸念事象として、「未固結堆積物」「地熱・温泉」「膨張性地山」「山はね」「泥火山」「湧一水」「有害ガス」が挙げられる。しかしながら、これらの多くは全国一律の明確な基準の設定が難しく、個別地点ごとに対応・判断することが適当（「好ましい範囲」の設定が困難）と考えられる」</p> <p>意見内容：</p> <p>(1)「個別地点ごとに対応・判断することが適当」というのはたしかに一見もっともである。だが、果たして日本に地層処分に適地といえる地層が存在するか、という根本的な問題が残る。現在、NUMOは北海道の寿都町及び神恵内村で文献調査が一応終わり、この「文献調査段階の評価の考え方（案）」を確定しようとしている。本「評価の考え方（案）」は直接両町村を名指しして概要調査の候補地に選定しようとするものではなく、今後の調査評価の基準としようとするものである。しかし、当然ながら、政府とNUMOはそれ（両町村が概要調査に選定されること）を想定（意図）しているものと思われる。</p> <p>しかし例えば、2021年10月には、岡村聡（元北海道教育大学）、在田一則（北海道自然保護協会）、田中実（元北海道教育大学）の三氏が六十数名の賛同者とともに「寿都町・神恵内村は地質的特徴から核のゴミの地層処分に不適地です」という声明を発表している。両町村のほとんど大部分が水冷破砕岩であることを取り上げ、「科学的特性マップ」では寿都町や神恵内村で憂慮される岩石の割れ目や地下水の流出について考慮されていないことを述べている。殊に岡村氏は大学院生時代から寿都町の地質研究に取り組んだ、その道の第一人者であり、NUMOの収集した文献にも名を連ねている方である。</p> <p>ところが、2023年5月9日寿都町で住民の代表らが出席して「対話の場」が開かれたが、驚くことまいか、その場でNUMOは処分場の設置場所について、「現時点では明確な不適地はない」との見解を示したとのことである。NUMOによると、文献調査の狙いは最終処分場の候補地として明らかにふさわしくない場所を見つけ、その後の調査から除外することである。これまで、活断層の場所や火山活動の状況などを様々な文献で調べ、集まったデータの評価基準をつくってきた。その結果、寿都町を地質的に見た場合、処分場の設置を必ず避けなければならない場所はなかった、としている。今後、土地の利用制限などの観点からも調査を進め、文献調査の次の段階となる、ボーリング調査などをする「概要調査」へ向けて報告書をまとめるという。（5月10日「朝日新聞」より）</p> <p>岡村氏らの主張と真っ向反対の地層処分地推進論であるが、本当に真摯な考察の元に出された結論であろうか。少なくとも疑わしきは高レベル放射性廃棄物地層処分地選定「候補」から外す勇気を持つべきである。仮に処分地選定した後で、やはり適地でなかったなどと言うことは許されない。そのために莫大な経費がかかるが、それらは総て税金である。相変わらず、結論を先送りし、税金を遣うことに痛痒も感じないこの国の行政と、それに群がる原子力利益共同体の典型を見る思いである。</p> <p>(2)「寿都町・神恵内村は地質的特徴から核のゴミの地層処分に不適地」であることを述べているのはなにも岡村氏らのグループだけではない。北大名誉教授の小野五氏は「知っていましたか？いま地層処分してはいけない8つの理由」（「行動する市民科学者の会・北海道」）というパンフレット5ページで、2014年泉紀朗ほか海洋情報部研究報告第51号や、2016年渡辺満久日本活断層学会発表の図、2013年椿原京子ほか活断層研究38号などの図を引用しながら、陸上に適地がほとんどない神恵内村の海底に地層処分地を作れば、それが積丹半島西方の活断層の真下になることを指摘している。</p> <p>同じく、黒松内低地帯の活断層は北海道でも最も活断層が連続している場所であり、今後大きな地震が発生する可能性が極めて高い場所である。それが寿都町の一部に含まれることを指摘し、「寿都も神恵内も、海外では、地層処分の「適地」となることはあり得ません」、とNUMOの不見識ぶりを批判している。</p> <p>(3)上に述べた、「果たして日本に地層処分に適地といえる地層が存在するか、という根本的な問題」について言えば、答えは否である。この問題については、日本学術会議の2012年9月11日の「高レベル放射性廃棄物の処分について（回答）」が有名である。これ、2019年9月7日、原子力委員会委員長から「高レベル放射性廃棄物の処分の取組における国民に対する説明や情報提供のあり方についての提言のとりまとめ」という審議依いを受け、それに回答したものであるが、その間に2011年3月11日の東日本大震災と東京電力第一原子力発電所の爆発事故を経験していることは忘れてはならない。同上回答は必ずしも地層処分を全面的に否定するものではなかったが、取り分け、2検討に際しての視点と方法、(2)科学的知見の適正な取り扱い自律性の保障・尊重と限界の自覚、の中で「そもそも（特に高レベル放射性廃棄物の最終）処分場の実現性を検討するにあたっては、長年に安定した地層が日本に存在するかどうかについて、科学的根拠の厳密な検証が必要である。日本は火山活動が活発な地域であるとともに、活断層の存在など地層の安定性には不安要素がある。さらに、万年単位に及ぶ超長期にわたって安定した地層を確認することに対して、現在の科学的知識と技術的能力では限界があることを明確に自覚する必要がある」と戒めた。その上で、高レベル放射性廃棄物の「科学的により優れた対処方策を取り入れることを可能とするよう、今後、数十年～数百年の間、廃棄物を暫定的に保管すべき（暫定保管）」ことと、「高レベル放射性廃棄物が無制限に増大することを防ぐために、その発生総量の上限を予め決定すべき（総量管理）」ことを提言（回答）した。これに対して、原子力委員会は2012年12月18日に、「今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組について（見解）」を発表した。これ自体はなかなか優れた「見解」であったが、実は残念ながら政府の基本姿勢には何も変化がなかった。結局、漫然と破綻した「核燃料サイクル政策」を続け、経産省とNUMOは相変わらず、証明不能な「全国どこでも地層処分が可能」という強気な戯言を叫ぶ姿勢を崩さないのである。</p> <p>(4)「果たして日本に地層処分に適地といえる地層が存在するか」ということに関して、核ゴミ地層処分推進派がいかに鈍感であるか、ということを示すような文献をもう一つ紹介する。岩波書店の、2000年12月号と2001年3月号「科学」掲載の、「高レベル放射性廃棄物の地層処分は出来るか①②」（著作藤村陽、石橋克彦、高木仁三郎）である。本論者は、1999年11月に核燃料サイクル機構（現国立研究開発法人日本原子力研究開発機構JAEA）が「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性評価地層処分研究開発第2次取りまとめ」という、全4冊2300ページにもおよぶ技術報告書を原子力委員会に提出したが、「その内容には科学的にみて多くの問題があり、日本列島における地層処分の実現性が示されたとは到底いえない。このまま地層処分を強行すれば21世紀や、数千年、数万年後の将来の世代に途方もない迷惑をかける可能性もけっして低くはないと思われ」るので「2回に分けてこの問題を論ずる」として発表されたものである。同2000年6月には「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が施行されたことも踏まえ、高レベル放射性廃棄物の地層処分に関する問題をほとんどあらゆる角度から論じた労作で、改めて経産省とNUMOおよびJAEA諸氏に拳々服膺してお読みになることを薦めるものである。</p> <p>勿論、その後2011年には東電福島原発事故が起こり、その結果、原発推進と規制の分離が行われ、新たに原子力規制委員会が作られた。また、新規性基準の下で原発関連施設の適合性が審査されるようになるなど、大きく情勢が変わったものの、この論文の本質的な部分、つまり、地層処分がいかに危険で無謀な試みであるか、即ち地層処分の安全性は保証されていないということと、「同時に余剰プルトニウムを生み続ける再処理路線の見直し」を説き、「そうした硬直性を解いていくことこそが、日本の原子力政策に何よりも求められていることである」と結ぶ。日本学術会議2012年「回答」の先駆的な論考であり、端なくも「GX推進」によって原発回帰、安全神話復活に浸っている現岸田政権への痛烈な批判ともなっている。</p>	<p>この「文献調査段階の評価の考え方」は、文献調査に関する一般的な評価の考え方を示したものであり、特定の地域の評価結果を示したものではありません。</p>
<p>「文献調査」で寿都・神恵内に分布する水冷破砕岩が不適切なことは明らか</p>	
<p>全国一律の明確な基準の設定が難しく、個別地点ごとに対応、判断ことが適当、とされています。確かにそうかもしれませんが、この場合、「個別地点」とは、たとえば、寿都や神恵内であれば、「それらの町村を含む地域」が、「個別地点」になるのではないのでしょうか。その地域に分布する地層は、「文献調査」で分かっており、その地層の岩盤強度も、「文献調査」で分かるはずです。問題は、参考資料224ページの表にあるように、全国的な岩盤強度だけが書かれていて、実際の寿都・神恵内地域での岩盤強度についての文献が示されていないことです。</p> <p>この地域に広く分布する第三紀の水冷破砕岩の岩盤強度については、豊浜トンネル事故報告書（1996）で述べられ、きわめて低い値が示されています。「文献調査」では、当然、この報告書も収集・検討されているはずですが、この数値を見ただけでも、地層処分には不適であることは明らかです。</p> <p>しかしNUMOのこれまでの「文献調査」では、そのような点にもまったく触れられておらず、住民にも、そのような事実が知らされてきたとは思えません。</p> <p>このような事実こそ、NUMOの「文献調査」の大きな問題であり、それを評価する「案」では、厳しく、追及しなければならない点であると考えます。</p>	
<p>一般的な意見として、寿都町周辺の地層には、マグマが水で冷やされてできた「水冷破砕がん」が広がっていて、特に不均質で脆弱な地層であり地震に弱くとして、地層処分場として「不適地」であるとして、北海道教育大学名誉教授、岡本聡さんらが、2021年10月に声明を出している。</p>	

<p>現在文献調査が行われている寿都・神恵内をはじめ、積丹半島の地域には、広く「水砕破砕岩」と呼ばれる、マグマが海水で急冷されたことによる脆い岩盤が分布している。第四紀の地層でなくとも、この様な脆い質の地盤の地域には、「地層処分の候補地」として調査を継続する価値はないのではないかと。</p> <p>拙速な調査・処分に資金と人材・時間を浪費することで、将来世代のより良い選択の幅を狭めるのでなく、全てに安全側の判断を行うことが望ましい。</p> <p>そのためには、「文献調査地区の中から、必ず概要調査地区を選定しなければならない」という「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の条文から来る制約を、いったん外すことも考えるべきであろう。</p> <p>(A)概要調査をするまでもなく、文献調査により明らかに処分地として不適切であると判断できる基準とする。</p> <p>文献調査の本来の目的はこれである。</p> <p>5ページの図3で、地層の著しい変動の記録、将来にわたって地層の著しい変動の恐れ、未固結堆積物があるなどが「明らか」または「可能性が高い」が1つでも該当するものがあれば避ける（概要調査地区としない）とされている。</p> <p>当地では、地層がたくさん変動していて、将来も変動する恐れがあって、岩盤が非常に柔らかくもろいということが、従来の文献の中から出てきている。</p> <p>そのため、概要調査には進めないはずである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神恵内は海底活断層上に位置する</li> <li>・寿都については、断層連続や尻別断層の評価がない</li> <li>・黒松断層などについては、北電が出しているデータをNUMOは認識しているのか</li> </ul> <p>など危惧している。全体に、ダメージゾーンを考慮できていない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寿都から神恵内までのエリアには、海底活断層がある</li> <li>・黒松内低地断層帯の最新調査、尻別川断層について考慮すべき</li> </ul> <p>文献調査を取りまとめる側にとって必要かそうでないか、ということにかかわらず、一定の信頼のおける文献の中の、現在文献調査が行われている寿都・神恵内を含む地域・地方の状況についての記述は、概要調査地区を選定する障害となり得るものも含めて公平に考慮されるべきである。</p> <p>これまでの寿都町の動き、流れを見てきて推進ありきのだけとしかと思えず、評価の考え方が偏っています。</p>	<p>この「文献調査段階の評価の考え方」は、文献調査に関する一般的な評価の考え方を示したものであり、特定の地域の評価結果を示したものではありません。</p>
<p><b>24 その他案に関する指摘事項</b></p>	
<p>「（以下、A）」や「（以下Aという。）」は「（以下「A」という。）」に統一すべき。</p>	<p>今回のパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、「（以下「A」という。）」に統一しました。</p>
<p>「市町村」と「自治体」の2語が用いられているが、統一すべき。</p>	<p>今回のパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、「市町村」に統一しました。</p>
<p>「など」と「等」の表記が用いられているが、統一すべき。</p>	<p>今回のパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、「等」に統一しました。</p>
<p>和暦と西暦が混在しているが、統一すべき。</p>	<p>今回のパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、西暦に統一しました。ただし、法律名等正式名称が和暦のものは和暦で表記しております。</p>
<p>P3のII.1.1の表1は「最終処分法において各段階の調査で定められている事項」とされているが、省令において規定されている事項もあることから「最終処分法等において」や「最終処分法及び関係法令」等とすべきである。</p>	<p>今回のパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、「最終処分法及び同法施行規則」に修正しました。</p>
<p>P3「最終処分法令」、P4「最終処分施行規則」、P5「施行規則」の語が未定義のまま用いられている。</p>	<p>今回のパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、P3を「最終処分法及び同法施行規則」に、P4を「最終処分法施行規則」に修正しました。なお、P5については、文脈を再検討した結果、削除しました。</p>
<p>P7「第二号」と「二号」の表記が用いられているが、統一すべき。</p>	<p>今回のパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、「第〇号」に統一しました。</p>
<p>1ページの8行目「（以下、NUMO）」は「（以下「NUMO」という。）」のほうがよい。同3行目の例と同様に。</p>	<p>今回のパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、「（以下「A」という。）」に統一しました。</p>
<p>1ページの脚注「ワーキンググループ」は「ワーキング・グループ」のほうがよい。4ページの脚注3の例と同様に。</p>	<p>当該「ワーキンググループ」については、これが正式名称のため、修正しておりません。</p>
<p>3ページの最下行の1行上「機構」は「NUMO」のほうがよい。1ページで略称を定義しているから。</p>	<p>当該箇所は法令条文のため修正しておりません。代わりに、1.2冒頭の「下記」のところに「ここで、「機構」とはNUMOのことである。」の脚注を追記しました。</p>
<p>3ページの10行目「以下、法定要件という」は「以下「法定要件」という。」のほうがよい。</p>	<p>今回のパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、「（以下「A」という。）」に統一しました。</p>
<p>3ページの10行目「最終処分法」は「最終処分法令」のほうがよい。表1では施行規則も引用しているから</p>	<p>今回のパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、「最終処分法及び同法施行規則」に修正しました。</p>
<p>4ページの8行目「最終処分施行規則」と、5ページの最下行の2行上「施行規則」とは、それぞれ何を指すのか？</p>	<p>今回のパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、「最終処分法施行規則」に修正しました。</p>
<p>4ページの9行目「第二項」と、6ページの7行目「第2項」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。</p>	<p>今回のパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、漢数字に統一しました。</p>
<p>6ページの2行目「当たって」と、10ページの本文の最下行の2行上「あたって」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。</p>	<p>今回のパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、「当たって」に統一しました。</p>
<p>7ページの最下行の10行上「二号」は「第二号」のほうがよい。</p>	<p>今回のパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、「第〇号」に統一しました。</p>
<p>14ページの本文の2行目「一号及び二号」は「第一号及び第二号」のほうがよい。</p>	<p>今回のパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、「第〇号」に統一しました。</p>
<p>II 最終処分法で定められた要件の具体化 2.6「避ける」基準への該当性の確認の仕方について p.8図6 「それぞれの時点で得られている情報に基づき、適切に考慮」とされていることから、中深度処分の規制資料などから、現地調査まで含めた調査・評価の方法を把握し、これらを踏まえて基準化する。 ○以下のように修正されたい。 P8 2.6 2行目 図6（真ん中） ・「考慮事項」は、概要調査地区等の選定時において、それぞれの時点で得られている情報に基づき、適切に考慮とされている。また、中深度処分などの規制において、現地調査まで含めた調査・評価の方法がこれまでに整備されている。 ○理由 ・中深度処分の規制基準で規定されている調査・評価に基づけば、文献調査の段階において、避けるべき断層を判断できるかのような誤解をあたえるため。</p>	<p>今回のパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、図6の位置づけを「基となる事項」から「参照する事項」に見直し、下記の通り修正しました。 ・「考慮事項」は、中深度処分の規制基準を参照している。 ・中深度処分などの規制において、現地調査まで含めた調査・評価の方法がこれまでに整備されている。 図6の位置づけを見直したことに伴い、第1章2.6節、図6中の「『科学的特性マップ』策定時の考え方のうち、事象や特性の基本的考え方」及び「その他の補足情報」の記載もあわせて見直しました。</p>
<p>III 項目ごとの基準1.2 基準の考え方 p.11 「考慮事項」に示された、「規模が大きい断層」についても、断層コアの部分があると考えられる。「規模が大きい」については、地表での分布長がおおむね10km以上のものを網羅的に抽出した文献を参考に、「地表における延長がおおむね10km以上」であることを目安とする。 ○以下のとおり修正されたい。 「考慮事項」に示された、「規模が大きい断層」についても、断層コアの部分があると考えられる。文献調査段階の評価の考え方では地表での分布長がおおむね10km以上のものを網羅的に抽出した文献を参考に、「地表における延長がおおむね10km以上」であることを目安とする。 ○理由 ・考慮事項では「規模が大きい断層」について中深度処分の基準の定義を参考にしており、文献調査段階の評価の考え方の定義とは異なる定義をしている。両者が同じ定義をしているようにみえてしまう。 (参考令和4年8月24日原子力規制委員会資料1、パブコメ回答No.6)</p>	<p>今回のパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、下記の通り修正しました。 ・文献調査段階の評価の考え方において、「規模が大きい断層」の目安は、「大規模地下施設とそれを取り巻く地下地質環境に著しい影響を及ぼす可能性のある断層の規模と考えられること」等を理由に、地表での分布長がおおむね10km以上のものを網羅的に抽出した文献を参考に、「地表における延長がおおむね10km以上」とする。</p>

<p>p.16 図 10  地層処分・・・においても、隆起・侵食を考慮した上で一定の深度は維持する・・・中深度処分と同様・・・  ○以下のとおり修正されたい。  地層処分においても、隆起・侵食を考慮した上で一定の深度は維持する という基本的な考え方は 中深度処分と同様と考えられる。中深度処分より更に深い深度を確保することが適当と考えられる。  ○理由  ・令和 4 年 5 月 25 日委員会資料 3 の 3.(②の引用をしていると思われる)ところ、地層処分に求められる深度が中深度処分と同様であるような、抜き出し方になってしまっている。</p>	<p>今回のパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、下記の通り修正しました。  ・地層処分においても、隆起・侵食を考慮した上で一定の深度は維持する という基本的な考え方は 中深度処分と同様と考えられる。 中深度処分より更に深い深度を確保することが適当と考えられる。</p>
<p><b>25 パブリックコメントのやり方に問題がある</b></p>	
<p>意見公募要領「『評価の考え方(案)』に対して、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。」  なぜここまで言うおきながら、「日本語で記入」に限っているのか？  昨年末から今年初頭のGX関連パブコメでも、経済産業省は国民の意見を完全に無視し、何も案に反映させなかった。国民の声を聴く、というパブコメを形だけ行う省が謳う案は結局信頼に足りない。</p>	<p>本案のパブリックコメントについては、法的な義務のあるものではありませんが、世の中の関心の高さに鑑みて総務省の通達に則った手続きを行っており、2023年7月3日から2023年8月2日までの31日間にわたり御意見を募集させていただきました。なお、実施方法について様々な御意見をいただいておりますが、法的な義務として実施されるパブリックコメントと同様の手続きに則って対応を行っております。</p>